

スポーツフィールドやまぐち推進協議会設置要綱

(主旨)

第1条 「活力みなぎる山口県」の実現に向け、行政、関係団体、企業、県民の力を結集し、サイクルスポーツ・アウトドアスポーツの振興による交流人口を拡大する取組を推進するため、スポーツフィールドやまぐち推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) サイクルスポーツ・アウトドアスポーツの振興に関すること。
- (2) サイクルスポーツ・アウトドアスポーツを活用したツーリズムの推進に関すること。
- (3) サイクルスポーツ・アウトドアスポーツに関する施策の推進及び進行管理に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事業・取組に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、山口県観光スポーツ文化部審議監をもって充て、協議会を総括する。
- 3 副会長は会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、市町長が指名する課長及び別表に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置き、会長の命を受け、協議会の事務について検討する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、山口県スポーツ推進課長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長が指名し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は、協議会の構成団体及び幹事長が必要と認める者をもって充てる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を山口県観光スポーツ文化部スポーツ推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

別表（第3条関係）

(公財) 山口県スポーツ協会専務理事
(一社) 山口県レクリエーション協会会长
山口県サイクリング協会会长
山口県自転車競技連盟会長
山口県商工会議所連合会会頭
山口県商工会連合会会长
(一社) 山口県観光連盟会長
JR西日本（株）広島支社長
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所所長
山口県警察本部本部長（オブザーバー）